

福生市における放射線量の暫定基準値について

■福生市の暫定値

本市において、地表面より5 cmの場所で、毎時0.23マイクロシーベルト以上の空間線量を測定した場合、放射線量低減に向けた対策を実施いたします。

■理由及び考え方

毎時0.23マイクロシーベルトの暫定基準値の設定については、次のような算出根拠とします。

国際放射線防護委員会（2007年）の勧告では、一般の人の年間積算放射線量の指標として、平常時は年間1ミリシーベルト以下としています。なお、この数値は、一般の人が受ける放射線の量をなるべく低く抑えようとするための指標であり、健康に影響を及ぼすか否かを示す基準ではありません。また、この指標値には、次の2点は含まれていません。

- 1 自然界から受けるといわれている年間2.4ミリシーベルト（世界平均）の放射線量（大地、宇宙、大気及び摂取した食物からの放射線）
- 2 医療行為によって受ける放射線量（医療現場でのレントゲンやCTスキャン、がんの治療などによる放射線）

一般の人が平常時に受ける年間1ミリシーベルトの放射線量を1時間あたりに換算すると、毎時0.19マイクロシーベルトと考えられます。また、毎時0.04マイクロシーベルトの自然界からの放射線量を被ばくしているとされています。

本市では、空間放射線と大地からの放射線の合計として、0.19 μ Sv/時+0.04 μ Sv/時=0.23 μ Sv/時を、放射線の除染を実施する暫定基準値とします。

【計算式】

(1) 空間放射線

1日のうち屋外に8時間、屋内（遮蔽効果のある木造家屋、低減計数0.4）に16時間滞在するという生活パターンを仮定した場合

$$1 \text{ mSv/年} \div 365 \text{ 日} \div (8 \text{ 時間} + 0.4 \times 16 \text{ 時間}) \times 1000 = 0.19 \mu \text{ Sv/時}$$

(2) 大地からの放射線

$$0.04 \mu \text{ Sv/時} (\approx 0.035 \mu \text{ Sv/時} \text{ 東京都健康安全研究センターの平均値より})$$

■基本的な対応方針

(1)空間放射線量が地上 1m の場所で毎時 1 マイクロシーベルト以上の場合

文部科学省に連絡し、原因物質の特定及び該当場所での土壌の除去など、簡易な除染を行う。

(2)空間放射線量が地上 5cm の場所で毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の場合

簡易な除染を行う。基本的には強い水流の利用またはブラッシング等により、洗い流す。樹木については剪定する。落ち葉や剪定枝、泥等については回収し、生活上影響のない場所に埋める。

なお、泥等を埋める場合は、原則同一施設の敷地内で、深さ 30～50cm の穴を掘り、放射線の影響のない土で覆土する。